

青森市障がい者総合プランの一部改定（素案）について

1 一部改定の経緯

青森市障がい者総合プランは、計画期間を平成28年度から令和2年度までの5年間としており、令和3年3月で計画期間満了を迎える。

現計画は、旧総合計画後期基本計画の分野別計画（R元年度から個別計画という。）として策定したものであるが、平成31年2月に策定した青森市総合計画前期基本計画（計画期間は令和元年度から令和5年度の5年間）に掲げた「基本方向」及び「主な取組」と整合性が図られていることから、現計画と青森市総合計画前期基本計画の計画期間の終期を合わせるとともに、一部文言や目標とする指標等の修正・追記を行う一部改定とするものである。

| 年度 | H28 | H29 | H30 | H31/R元 | R2 | R3 | R4 | R5 | |
|---------------|--------------------------------|------|------|------------------|--------------------------------|------|------|------|--|
| 計画の名称 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | |
| 青森市総合計画前期基本計画 | | | | 令和元年度～令和5年度（5年間） | | | | | |
| 青森市障がい者総合プラン | 【改定前】 平成28年度～令和2年度 （5年間） | | | | 【改定後】 平成28年度～令和5年度 （8年間） | | | | |
| | | | | | 3年間延長 | | | | |

2 一部改定の主な内容

- ・計画期間を前期基本計画の終期と合わせ令和5年度まで延長
- ・統計数値等の時点修正（人口、人口構成、出生数など）
- ・青森市総合計画体系図に合わせた相関図の修正
- ・目標とする指標及び目標値の修正
- ・現計画等に関連する法改正・条例制定等に伴う記載内容の追記
- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく市町村における成年後見制度の利用の促進に関する計画としての位置づけ

3 現計画等に関連する法改正等に伴う記載内容の追記について

- ・「社会福祉法」の一部改正に伴い、「地域福祉計画」を「障がい者総合プラン」、「子ども総合プラン」などの他の福祉計画の上位計画として位置付けること
- ・「障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」や「青森市手話言語の普及及び多様な意思疎通の促進に関する条例」の制定について追記すること

4 スケジュール（予定）

- 10月 第2回 専門分科会で一部改定（素案）を審議
 11月 第3回 専門分科会で障がい福祉計画第6期計画（素案）を審議
 令和3年 1月 民生環境常任委員会へ一部改定案を報告
 2月 庁議で計画を決定

【一部改定後のプランの位置づけのイメージ図】

